

議第30号

令和4年度高島市下水道事業会計予算案

(総則)

第1条 令和4年度高島市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化人口		3 9, 0 6 0 人
(2) 年間総排水量		5, 6 9 9, 0 0 0 m <sup>3</sup>
(3) 1日平均排水量		1 5, 6 1 4 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	下水道建設事業	1 6 1, 0 2 8 千円
	流域下水道建設事業に係る市町負担金	3 5 7, 6 7 8 千円

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		2, 5 9 2, 8 0 0 千円
第1項 営業収益		9 4 1, 7 4 7 千円
第2項 営業外収益		1, 6 5 1, 0 5 2 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		2, 5 9 2, 8 0 0 千円
第1項 営業費用		2, 2 8 9, 1 2 0 千円
第2項 営業外費用		2 9 7, 6 8 0 千円
第3項 特別損失		4, 0 0 0 千円
第4項 予備費		2, 0 0 0 千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額758, 713千円は、過年度分損益勘定留保資金140, 669千円および当年度分損益勘定留保資金618, 044千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1, 320, 286 千円
第1項 企業債	442, 400 千円
第2項 出資金	813, 036 千円
第3項 補償金	1, 000 千円
第4項 補助金	56, 300 千円
第5項 負担金	7, 550 千円
支 出	
第1款 資本的支出	2, 078, 999 千円
第1項 建設改良費	518, 706 千円
第2項 企業債償還金	1, 560, 293 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	356, 300 千円	普通貸借又は 証券発行	年4.0%以内（ただし、利 率見直し方式で借り入れる政府 資金および地方公共団体金融機 構資金について利率の見直しを 行った後においては、当該見直 し後の利率）	政府資金については、その融資条件に より、銀行その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。ただし、企業財 政の都合により据置期間および償還期限 を短縮し、または繰上償還もしくは低利 に借換えすることができる

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	18, 700千円	普通貸借又は 証券発行	年4.0%以内（ただし、利 率見直し方式で借り入れる政府 資金および地方公共団体金融機 構資金について利率の見直しを 行った後においては、当該見直 し後の利率）	政府資金については、その融資条件に より、銀行その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。ただし、企業財 政の都合により据置期間および償還期限 を短縮し、または繰上償還もしくは低利 に借換えすることができる
特定環境保全公共下水道 事業	67, 400千円	同 上	同 上	同 上

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場  
合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 56, 194 千円

令和4年2月24日

高島市長 福井正明